

国際調査機関 I N	インド特許庁	附属書 D I N
調査手数料（PCT規則16） <sup>1</sup>	インド・ルピー（INR） 10,000 ユーロ（EUR） 116 [日本円（JPY） 14,400 スイス・フラン（CHF） 125 米国・ドル（USD） 137	(2,500) <sup>2</sup> (29) <sup>2</sup> (3,600) <sup>2]</sup> <sup>3</sup> (31) <sup>2</sup> (34) <sup>2</sup>
追加の調査手数料（PCT規則40.2） <sup>4</sup>	INR 10,000	(2,500) <sup>2</sup>
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（PCT規則44.3）	1頁につき INR 10	
国際出願の一件書類中の文献の写しのための手数料（PCT規則94.1の3）	1頁につき INR 10	
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  国際調査の開始前にPCT第14条(1)，(3)又は(4)の規定により，国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し  国際出願について優先権が主張されている出願について当該国際調査機関が既に行った先の調査から同機関が利益を得る場合：先の調査から同機関が得る利益の程度に応じて，25%から50%払戻し	
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	INR 4,000	(1,000) <sup>2</sup>
遅延提出手数料（PCT規則13の3.1(c)）	INR 4,000	(1,000) <sup>2</sup>
国際調査のために受理する言語	英 語	
国際調査機関は，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか（PCT規則13の3.1）？  機関が要求する電子媒体の種類	要求する  配列リスト全体を印字することができ，それを特定するデータを，単一の磁気ディスク，CD-ROM，CD-R，DVD又はDVD-Rに，単一のテキストファイルで収める	
調査しないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，インドの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	

[次頁に続く]

- 1 この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- 2 括弧内の額は個人による出願に適用される。
- 3 角括弧内の通貨及び額は2021年7月1日から適用される。
- 4 この手数料は，特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

---

I N

インド特許庁 (続き)

I N

---

委任状の提出要件の放棄

国際調査機関は、別個の委任状を提出  
する要件を放棄しているか？      していない

国際調査機関は、包括委任状の写しを  
提出する要件を放棄しているか？      していない

---